

保税工場の許可の失効公告

下記保税工場については、関税法第61条の4の規定により許可が失効したので、同条の規定により公告する。

令和8年8月1日

名古屋税関長 杉山 真

記

- 被許可者の住所及び名称
愛知県豊橋市神野西町一丁目2番地
日本ジュース・ターミナル株式会社
- 保税工場の名称及び所在地
日本ジュース・ターミナル 保税工場
愛知県豊橋市神野西町一丁目2番
愛知県豊橋市神野西町一丁目2番地
- 許可の失効原因
廃業
- 許可の失効年月日
令和8年7月31日